

可申被存候若愚見當然ノ儀ニ候ハ、右大藏省事務
章程上下兩條トモ左按ノ通御改正有之判然區別相
立候様御評議有之度此段致建議候也 十一月廿二日
建議ノ趣第百十六号ヲ以テ相違候事 十二月十九日

法制局議案

別紙内務省建議政表取調ノ儀審按^査候處該省意見ハ
尤ノ儀ニ付御採用相成可然哉諸案取調仰高裁候也
十二月七日

二月七日

六年

土木寮職制并藝員等級月給ヲ定ム

大藏省伺

土木寮職制ハ從來他ノ諸寮一般ノ制ト異ナラス頭
助以下屬ヲ被置寮中諸般ノ事務都テ之ヲ以テ差配
候處元來土木ノ事務ハ水利道路家屋等概テ技術ニ
關スル者ニ候ヘハ各員ノ所長ヲ以テ姑ク其主務ヲ
分テ候ト雖凡事務ニ關スル者ト技術ニ關スル者
區別無之候テハ自ラ舉能勸導ノ道難相立候條右區
別相立候様致度令工部各寮ノ如キハ既ニ此分別有
之頗促進ノ道ヲ得候様相見術ヲ扱フノ處ニ在テハ
宜ク然ルヘキノ儀ニ付土木寮ニ於テモ之ニ倣ヒ技
術家ノ等級給俸及當分工師ノ任ニ堪ユヘキ者乏キ

ノ間ハ多少其術ヲ學ヘル者ノ擧テ出仕心得等ニ充
置漸ク熟達ノ者ヲ進メ候手段等都テ工部各寮同一
ノ制ニ相改申度此段相伺候也壬申十一月十八日
内務
同之通ニ候條職制取調可伺出事壬申十一月廿八日

同上

土木寮職制ノ儀技術家ノ等級給與及ヒ當分工師ノ
任ニ可堪者之キノ間ハ多少其術ヲ學ヘル者ヲ擧テ
出仕心得等ニ充置キ漸ク熟達ノ者ヲ進メ候手段都
テ工部省各寮同一ノ制ニ相改メ申度段過日相伺候
處伺ノ通御聞届相成猶職制取調可伺出旨御下知ニ
付則別紙職制并藝員等級月給日給表共取調相伺候
也一月廿五日
大藏

伺之通

但未書如除ノ通可相心得事二月七日

土木寮職制

頭 一員

寮中諸官員ノ首長ニシテ全國ノ河涿溝洫運河港津
道路橋梁堤防及ヒ神社宮殿官廳邸舍倉庫等公工ノ
事務ノ總管ス

但諸省使ニ於テ修營スルハ此限ニ非ス

寮中諸官員ノ所務ヲ指令レ各分局分課ノ事ヲ幹理
ス

寮中諸般ノ事務成規ト章程トニ照シテ之ヲ踐行修
整スルニ於テ卿輔ニ對シ擔保ノ責任ヲ有ス

掌管ノ事務ニ於テハ卿輔ニ對シテ其當否ノ辯論ス
ルヲ得

各分局分課ヲ廢立更正シ又ハ官員ヲ左右交換スル等ノ事アレハ卿輔ノ決判ヲ乞テ之ヲ所置ス
寮中諸官員ノ能否勤惰ヲ監視シテ之ヲ進退黜陟シ又ハ之ヲ増減スル等審按具狀シテ卿輔ニ呈シ其決判ヲ乞フ

權頭

職掌責任頭ニ亞ク

頭缺席スルカ又ハ缺員ノ事アレハ一切頭ノ職掌ヲ代理スルヲ得

一課又ハ一局ノ分テ之ヲ統管スルヲアレハ其課局中ノ事務ヲ調理スルニ於テハ卿輔ニ對シテ特ニ其責任ヲ有ス

但此時ニ於テハ課中ノ官員ヲ便宜指令シテ其處

務ヲ修整セシムルヲ得

助

寮中分局又ハ分課ノ事務ヲ擔當スルヲ掌ル各掌管ノ事務ヲ整理スルニ於テハ頭權頭ニ對シテ其責任ヲ有ス

權助

職掌責任助ニ亞ク

以上之ヲ奏任官トス

大属 權大属 中属 權中属 少属

權少属

頭ノ指令ニ從テ寮中ノ事務ヲ掌ル

十四等出仕 十五等出仕

属員ノ補助ヲ務トス

以上之ヲ判任官トス

藝員

監工

上工長以下各員ノ能否及ヒ一切ノ工事ヲ總監スルヲ務トス

上工長 中工長 下工長

諸工ノ設計施為ヲ務トス

寮中所管ノ工事ヲ分テ數部ト為ス時ハ其一部ノ長ト為テ其工事ヲ管理ス

以上之ヲ奏任官トス

上工師 中工師 下工師

諸工ノ設計施為ヲ務トス

工事一部ヲ更ニ分テ數區ト為ス時ハ其一區ノ長ト

為テ其工事ヲ管理ス

上工生 中工生 下工生

工長工師ニ随テ工事ヲ勤メ殊ニ工場ニ臨テ工匠役夫ヲ使用スル等ヲ務トス

上試工 中試工 下試工

工事ノ補助ヲ務トス

藝員ハ工事ノ閑劇ニ從テ増減アルヘシ大載

土木寮藝員等級并月給日給表

等級	本官	准官	補官	一等	二等	三等	心得	旅費	定額
四等	二百五十兩	二百五十兩							
五等	二百五十兩	二百五十兩							
六等	二百五十兩	二百五十兩							
七等	二百五十兩	二百五十兩							
八等	二百五十兩	二百五十兩							
九等	二百五十兩	二百五十兩							
十等	二百五十兩	二百五十兩							
十一等	二百五十兩	二百五十兩							
十二等	二百五十兩	二百五十兩							
十三等	二百五十兩	二百五十兩							
十四等	二百五十兩	二百五十兩							
十五等	二百五十兩	二百五十兩							
十六等	二百五十兩	二百五十兩							
十七等	二百五十兩	二百五十兩							
十八等	二百五十兩	二百五十兩							
十九等	二百五十兩	二百五十兩							
二十等	二百五十兩	二百五十兩							
二十一等	二百五十兩	二百五十兩							
二十二等	二百五十兩	二百五十兩							
二十三等	二百五十兩	二百五十兩							
二十四等	二百五十兩	二百五十兩							
二十五等	二百五十兩	二百五十兩							
二十六等	二百五十兩	二百五十兩							
二十七等	二百五十兩	二百五十兩							
二十八等	二百五十兩	二百五十兩							
二十九等	二百五十兩	二百五十兩							
三十等	二百五十兩	二百五十兩							
三十一等	二百五十兩	二百五十兩							
三十二等	二百五十兩	二百五十兩							
三十三等	二百五十兩	二百五十兩							
三十四等	二百五十兩	二百五十兩							
三十五等	二百五十兩	二百五十兩							
三十六等	二百五十兩	二百五十兩							
三十七等	二百五十兩	二百五十兩							
三十八等	二百五十兩	二百五十兩							
三十九等	二百五十兩	二百五十兩							
四十等	二百五十兩	二百五十兩							
四十一等	二百五十兩	二百五十兩							
四十二等	二百五十兩	二百五十兩							
四十三等	二百五十兩	二百五十兩							
四十四等	二百五十兩	二百五十兩							
四十五等	二百五十兩	二百五十兩							
四十六等	二百五十兩	二百五十兩							
四十七等	二百五十兩	二百五十兩							
四十八等	二百五十兩	二百五十兩							
四十九等	二百五十兩	二百五十兩							
五十等	二百五十兩	二百五十兩							
五十一等	二百五十兩	二百五十兩							
五十二等	二百五十兩	二百五十兩							
五十三等	二百五十兩	二百五十兩							
五十四等	二百五十兩	二百五十兩							
五十五等	二百五十兩	二百五十兩							
五十六等	二百五十兩	二百五十兩							
五十七等	二百五十兩	二百五十兩							
五十八等	二百五十兩	二百五十兩							
五十九等	二百五十兩	二百五十兩							
六十等	二百五十兩	二百五十兩							
六十一等	二百五十兩	二百五十兩							
六十二等	二百五十兩	二百五十兩							
六十三等	二百五十兩	二百五十兩							
六十四等	二百五十兩	二百五十兩							
六十五等	二百五十兩	二百五十兩							
六十六等	二百五十兩	二百五十兩							
六十七等	二百五十兩	二百五十兩							
六十八等	二百五十兩	二百五十兩							
六十九等	二百五十兩	二百五十兩							
七十等	二百五十兩	二百五十兩							
七十一等	二百五十兩	二百五十兩							
七十二等	二百五十兩	二百五十兩							
七十三等	二百五十兩	二百五十兩							
七十四等	二百五十兩	二百五十兩							
七十五等	二百五十兩	二百五十兩							
七十六等	二百五十兩	二百五十兩							
七十七等	二百五十兩	二百五十兩							
七十八等	二百五十兩	二百五十兩							
七十九等	二百五十兩	二百五十兩							
八十等	二百五十兩	二百五十兩							
八十一等	二百五十兩	二百五十兩							
八十二等	二百五十兩	二百五十兩							
八十三等	二百五十兩	二百五十兩							
八十四等	二百五十兩	二百五十兩							
八十五等	二百五十兩	二百五十兩							
八十六等	二百五十兩	二百五十兩							
八十七等	二百五十兩	二百五十兩							
八十八等	二百五十兩	二百五十兩							
八十九等	二百五十兩	二百五十兩							
九十等	二百五十兩	二百五十兩							
九十一等	二百五十兩	二百五十兩							
九十二等	二百五十兩	二百五十兩							
九十三等	二百五十兩	二百五十兩							
九十四等	二百五十兩	二百五十兩							
九十五等	二百五十兩	二百五十兩							
九十六等	二百五十兩	二百五十兩							
九十七等	二百五十兩	二百五十兩							
九十八等	二百五十兩	二百五十兩							
九十九等	二百五十兩	二百五十兩							
一百等	二百五十兩	二百五十兩							

監工以下官員ハ學術共ニ精達ノ者ヲ要ス或ハ姑ク技術家ヲ以テ何等
出仕何職心得ト命スル者アルハ
出仕月給ハ譬ハ十等出仕下工師心得又ハ中工師心得上工生心得等命
スル者ノ如キハ十等ノ定給ヲ賜フヘシ他勘之
十四等以下日給タルハ

正月廿二日

第十八号

驛遞寮京都出張所被廢是迄ノ通郵便役所被置
候事

大藏省上申

東海道一般人馬トモ定賃錢被廢止公私トモ相對賃
錢ヲ以テ可致旅行旨被 仰出候以上ハ驛遞寮西京
出張所ノ名義被廢止郵便役所ノ被置候様可致ト
存候依之御布告案相添此段申進候也 心月